

議員報酬及び政務調査費に係る措置について

議員報酬

「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の附則を改正し、

- ・ 議長、副議長及び議員の議員報酬月額の7.8%を減額する  
(期末手当には反映しない)
- ・ 期間は、平成25年4月から平成26年3月までの1年間とする

政務調査費

「三重県政務調査費の交付に関する条例」の附則を改正し、

- ・ 議員一人一月当たりの会派分と議員分との合計額の20%を減額する
- ・ 上記の金額は、会派分から減額する
- ・ 期間は、平成25年4月から平成26年3月までの1年間とする

その他確認事項

- ・ 政務調査費については、法改正により政務活動費となることを踏まえ、より一層透明性を高め、県民への説明責任を果たす。

(参考) 今回の措置による減額影響

| 区 分   |     | 1か月分/人  | 1年分/人     | 1年分(全体)    |
|-------|-----|---------|-----------|------------|
| 議員報酬  | 議 長 | 79,560  | 954,720   | 954,720    |
|       | 副議長 | 70,200  | 842,400   | 842,400    |
|       | 議 員 | 64,740  | 776,880   | 37,290,240 |
|       | 合 計 |         |           | 39,087,360 |
| 政務調査費 | 各議員 | 66,000  | 792,000   | 39,600,000 |
| 総 計   | 議 長 | 145,560 | 1,746,720 | 1,746,720  |
|       | 副議長 | 136,200 | 1,634,400 | 1,634,400  |
|       | 議 員 | 130,740 | 1,568,880 | 75,306,240 |
|       | 合 計 |         |           | 78,686,360 |